

横芝光町議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定により、横芝光町議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、横芝光町議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）又は会派に所属していない議員（以下「無会派議員」という。）に対して交付する。

(会派に対する政務活動費)

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額20,000円を乗じて得た額を交付する。

2 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

3 基準日において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議員の任期が満了し、又は議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

- 4 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回る場合は当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。
- 5 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（無会派議員に対する政務活動費）

第4条 無会派議員に対する政務活動費は、基準日に在職する無会派議員に対して月額20,000円を交付する。

- 2 年度の途中において新たに議員となり、かつ、無会派議員である者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。
- 3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議員の任期が満了し、若しくは議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は交付しない。
- 4 政務活動費の交付を受けた無会派議員が年度の途中において会派に所属したときは、会派に所属した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。
- 5 政務活動費の交付を受けた無会派議員が年度の途中において議員でなく

なったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（交付申請）

第5条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者又は無会派議員は、毎年度、4月15日までに別に定める様式により政務活動費の交付を町長に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、会派の代表者又は無会派議員は、別に定める様式により当該変更について町長に申請しなければならない。

3 年度の途中において、新たに会派が結成されたときは、当該会派の代表者は、会派が結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の15日までに政務活動費の交付を町長に申請しなければならない。

4 年度の途中において、新たに議員となった者が無会派議員となったとき、又は議員が会派から脱会したときは、当該無会派議員の任期開始の日又は当該議員が会派から脱会した日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の15日までに政務活動費の交付を町長に申請しなければならない。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、交付すべき政務活動費の額を決定し、別に定める様式により当該会派の代表者又は無会派議員に通知しなければならない。

(交付請求及び交付方法)

第7条 会派の代表者又は無会派議員は、前条の規定による通知を受けたときは、別に定める様式により政務活動費の交付を町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、会派の代表者又は無会派議員に対し、速やかに当該年度分の政務活動費を一括して交付するものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第8条 政務活動費は、会派又は無会派議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者の責務)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の経理を行い、常にその収入及び支出を明確にしておかなければならない。

(収支報告書)

第10条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者又は無会派議員は、別に定める様式により政務活動に係る収支報告書を作成し、当該政務活動費の交付を受けた年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又

は政務活動費の交付を受けた無会派議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者又は無会派議員であった者は、解散した日又は議員でなくなった日の属する月分（その日が基準日に当たる場合は、前月分）までの政務活動費に係る収支報告書を解散の日又は議員でなくなった日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた無会派議員が会派に所属したときは、第1項の規定にかかわらず、当該会派に所属した日の属する月分（その日が基準日に当たる場合は、前月分）までの政務活動費に係る収支報告書を会派に所属した日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

4 議長は、前3項の規定により提出された収支報告書の写しを町長に送付しなければならない。

（政務活動費の返還）

第11条 町長は、会派又は無会派議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は無会派議員がその年度において第8条に規定する政務活動に要する経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずるものとする。

（収支報告書の保存）

第12条 議長は、第10条の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日の翌日から起算して起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（透明性の確保）

第13条 議長は、第10条第1項から第3項までの規定により提出された

収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用及び使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。

(交付申請の特例)

2 平成27年度における第5条第1項の規定の適用については、同項中「4月15日まで」とあるのは、「5月15日まで」とする。

別表（第8条）

| 項 目 | 内 容 |
|-------|--|
| 調査研究費 | 会派又は無会派議員が行う町の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費 |
| 研修費 | 会派又は無会派議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会に参加するために要する経費 |
| 広報費 | 会派又は無会派議員が行う活動及び町政について住民に報告するために要する経費 |
| 広聴費 | 会派又は無会派議員が行う住民からの町政及び会派又は無会派議員の活動に対する要望、意見の聴取及び住 |

| | |
|----------|---|
| | 民相談等の活動に要する経費 |
| 要請・陳情活動費 | 会派又は無会派議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費 |
| 会議費 | 会派又は無会派議員が行う各種会議に要する経費及び団体等が開催する各種会議に参加するために要する経費 |
| 資料作成費 | 会派又は無会派議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 |
| 資料購入費 | 会派又は無会派議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 |
| 人件費 | 会派又は無会派議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費 |
| 事務費 | 会派又は無会派議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理、又は事務用消耗品、事務機器等の購入及び賃借等に要する経費 |